

(2) 科目「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

科目「ソーシャルワーク実習」の教育内容（通知）

ねらい	教育内容
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づき支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の問題（ニーズ）について把握する。 ③生活上の問題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やソーシャル・イン・フォーメーションな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ②利用者や地域の状況を理解し、その生活上の問題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ③利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実践（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割に責任の理解 ⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アクトリーチ ・ネットワークキング ・ネットワーキング ・コーディネート ・コミュニケーション ・アセスメント ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

【注意点】

- 単独で成績評定の材料・根拠にはできない
- 例）実習目標とは関係なく実習経験について著しく厳しい（もしくは著しく甘い）評価をつけたり否定的（もしくは肯定的）に捉えたりする実習生の場合
⇒目標に対する達成度や理解度等を適切に評価することが困難
- 自己評価＋実習指導者の評価＋教員の評価＝妥当な評価

科目「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容（通知）

ねらい	教育内容
①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的な実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	教育に含むべき事項 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ①実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ②多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨巡回指導 ⑩実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪実習の評価及び全体総括会

(3) ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン（参考資料に掲載）

- 「実習教育内容・実習評価ガイドライン」は、通知に規定された教育内容をより具体的な観点から目標設定や計画立案の基準及び規準となるため、実習生、実習指導者、教員が共通認識を持つことが重要。
- ソーシャルワーク実習の項目としては抽象的でやや大枠であるため、評価軸としては妥当ではない。また、通知の「教育に含むべき事項」は、ソーシャルワーク実習のねらいを達成するための最低限の実習経験が示されたミニマム・スタンダードに過ぎない。
- また、通知の「ねらいと教育に含むべき事項」は具体的な行動目標として設定されたものではなく、実習種別や対象によって実習内容や学習経験は異なるため、達成度を測定するのは困難である。
- それらの問題を解決するため、教育内容をより具体的に示したのが「実習教育内容・実習評価ガイドライン」である。

(4) ソーシャルワーク・コンピテンシー(コンピテンシーと具体的行動)

CSWEは、関連するヒューマンサービスと歩調を合わせ2008年にEPASにコンピテンシー基盤型教育フレームワークを採用し、これまでの「内容(何を教えるべきか)と構造(教育構成要素の形式や構成)」を重視したカリキュラム設計から、学生の学習成果を重視したカリキュラム設計へと方針を転換した。これは、アウトカム基盤型アプローチとして、教育方針に規定されたコンピテンシーについて、学生が何を達成したのかを特定し評価するもの。

出典：日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」2020
原典：ソーシャルワーク教育認定機関「2015 Educational Policy and Accreditation Standards for Baccalaureate and Master's Social Work Program」

①倫理的かつ専門職としての行動がとれる

- ・ 倫理綱領や関連法令、倫理的な意思決定モデル、調査の倫理的な実施等に基づいて、倫理的な意思決定をする。
- ・ 実践場面で自身の個人的な価値に気づき、専門職としてのあり方を維持するために振り返りと自己規制を行う。
- ・ 行動、外見、口頭・書面・メールでのコミュニケーションで、専門職としての態度を示す。
- ・ 実践結果を促進するために、技術を倫理的かつ適切に使う。
- ・ 専門的な判断と行動となるように、スーパービジョンとコンサルテーションを活用する。

50

④「実践に基づく調査」と「調査に基づく実践」に取り組む

- ・ 科学的な研究と調査のために、実践経験や理論を活用する。
- ・ 量的・質的な調査方法や調査結果を分析する際には、クリティカル・シンキングを行う。
- ・ 実践や政策、サービス提供について情報提供したり、改善したりするために、調査による根拠を使用したり、わかりやすく伝えたりする。

⑤政策実践に関与する

- ・ 福利、サービス提供、社会サービスへのアクセスに影響する地方、州、連邦レベルでの社会政策を特定する。
- ・ 社会福祉と経済政策が社会サービスの提供とアクセスにいかに関与するか評価する。
- ・ クリティカル・シンキングを適用して、人権と社会的・経済的・環境的な正義を促進する政策を分析、策定、擁護する。

52

・ 科目「ソーシャルワーク実習」の通知に規定されている「教育に含むべき事項」に対応した「教育目標」を設定している。教育目標は、「達成目標」と「行動目標」で構成される。

・ 「達成目標」は、実習生が実習を終えた時点において「どのような行動ができるようになるか」を示したものであり、実習の結果としての状態を表している。達成目標の習得の深度や段階は、実習施設の種別や法人の理念等に基づき、実習前に教員と実習指導者との間で調整して設定する。

・ 「行動目標」は、達成目標を細分化し、「説明できる、図示できる、実施できる、作成できる」など、より具体的かつ観察可能な行動を示している。

・ ソーシャルワーク実習では、実習施設の種別を問わず、マイクロ・メゾ・マクロ※の全てのレベルにおいて支援(介入)の対象が存在しているため、実際に活用する際は、それぞれのレベルで想定される対象を念頭に置いた行動目標を設定する。

・ なお、教育に含むべき事項①～⑨の項目配列の順序は実習過程の順序を示したものであるため、実習施設・機関および実習生の状況に合わせて、各項目を関連付けて目標を達成するための実習計画を立案する。

※マクロレベル：直接援助の対象である個人と家族への介入。
メソレベル：家族単位と単位ではないが、グループや学校・職場、近隣など有意義な対人関係があるレベルで、クライエントに直接、影響するシステムの侵害をめざす介入。
マクロレベル：対面での直接サービス提供ではなく、社会問題に対応するための社会計画や地域組織化。

49

②実践において多様性と相違に対応する

- ・ 人生経験を形づくるうえで多様性や相違が重要であることを、実践のマイクロ・メゾ・マクロレベルにおいて適用し、伝える。
- ・ 自分自身を学習者として提示し、クライエントや関係者には彼ら自身の経験のエキスパートとしてかわる。
- ・ 多様なクライエントや関係者とともに取り組む際には、自分の偏見や価値観の影響を抑えるために、自己覚知や自己規制(自らの気づきを高め、自身をコントロールする)を行う。

③人権と社会的・経済的・環境的な正義を推進する

- ・ 個別およびシステムレベルにおける人権擁護のために、社会的・経済的・環境的な正義についての理解を適用する。
- ・ 社会的・経済的・環境的な正義を擁護する実践を行う。

51

⑥個人、家族、グループ、組織、コミュニティとかわる

- ・ クライアントや関係者に関わるために、人間行動や社会環境、環境のなかの人、そして他の学際的な理論的枠組の知識を適用する。
- ・ 多様なクライアントや関係者に効果的に関わるために、共感、反射、対人スキルを活用する。

⑦個人、家族、グループ、組織、コミュニティのアセスメントを行う

- ・ データを収集、整理し、クリティカル・シンキングによってクライアントや関係者からの情報を解釈する。
- ・ クライアントや関係者からのアセスメントデータを分析する際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、学際的な理論的枠組の知識を活用する。
- ・ クライアントと関係者のストレングス、ニーズ、困難についての重要なアセスメントにもとづいて、相互に合意できる介入目標と課題を設定する。
- ・ アセスメントや調査による知見、クライアントと関係者の価値と選択にもとづいて、適切な介入の戦略を選ぶ。

⑧個人、家族、グループ、組織、コミュニティに介入する

- ・ 実践目標を達成し、クライアントや関係者の能力を強めるために、注意深く介入を選ん で実施する。
- ・ クライアントや関係者に介入する際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、学際的な理論的枠組みについての知識を活用する。
- ・ 有益な実践結果を得るために、必要に応じて専門職間で連携・協働する。
- ・ 多様なクライアントや関係者と、そして彼らに代わって、交渉、仲介、代弁をする。
- ・ 相互に合意した目標に向かって進めるような効果的な移行と終結を促進する。

⑨個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの実践を評価する

- ・ 結果評価のために、適切な方法を選んで使う。
- ・ 結果評価の際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、その他の学際的な理論的枠組についての知識を活用する。
- ・ 介入およびプログラムのプロセスと結果を注意深く分析し、モニターし、評価する。
- ・ 評価で発見したことを、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実践効果を改善するために活用する。

3. 実習過程における評価主体・評価目的別に見た評価活動

評価主体	実習前	実習中	実習後
教員	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の概要の説明 ・ 通知、カイトライン、評価表を踏まえた評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の説明 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 ・ 達成目標の確認とアセスメントの実施 ・ ルーブリック作成 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホールオリオ評価の準備と指導 ・ 授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物の返却と確認。 ・ 成績の基準、単位認定の説明 ・ 国家試験受験の説明 ・ 実習の要件(実習時間、実習施設の資格要件)の確認 ・ 実習契約書、合意書の説明 	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回指導、帰校日指導での実習状況の確認 ・ 実習記録ノートへの記入状況の確認 ・ 計画の進捗状況の確認 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物の返却と確認。 ・ 成績の基準、単位認定の説明 ・ 国家試験受験の説明 ・ 実習の要件(実習時間、実習施設の資格要件)の確認 	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価表の記入内容の確認と指導 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習記録ノートの最終確認 ・ 実習記録ノートの確認 ・ 各実習施設、機関への評価内容の確認(必要に応じて実施) <p>【研究目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価(評価表の記入) ・ 他者評価(他の実習生とのグループワーク) ・ 実習記録ノートの確認 ・ 実習の振り返り(実習内容、達成目標、実習の振り返り)
実習生	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の概要の説明 ・ 通知、カイトライン、評価表を踏まえた評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の説明 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 ・ 達成目標の確認とアセスメントの実施 ・ ルーブリック作成 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホールオリオ評価の準備と指導 ・ 授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物の返却と確認。 ・ 成績の基準、単位認定の説明 ・ 国家試験受験の説明 ・ 実習の要件(実習時間、実習施設の資格要件)の確認 ・ 実習契約書、合意書の説明 	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回指導、帰校日指導での実習状況の確認 ・ 実習記録ノートへの記入状況の確認 ・ 計画の進捗状況の確認 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物の返却と確認。 ・ 成績の基準、単位認定の説明 ・ 国家試験受験の説明 ・ 実習の要件(実習時間、実習施設の資格要件)の確認 	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価表の記入内容の確認と指導 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習記録ノートの最終確認 ・ 実習記録ノートの確認 ・ 各実習施設、機関への評価内容の確認(必要に応じて実施) <p>【研究目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価(評価表の記入) ・ 他者評価(他の実習生とのグループワーク) ・ 実習記録ノートの確認 ・ 実習の振り返り(実習内容、達成目標、実習の振り返り)
実習指導者	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の概要の説明 ・ 通知、カイトライン、評価表を踏まえた評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の説明 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 ・ 達成目標の確認とアセスメントの実施 ・ ルーブリック作成 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホールオリオ評価の準備と指導 ・ 授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物の返却と確認。 ・ 成績の基準、単位認定の説明 ・ 国家試験受験の説明 ・ 実習の要件(実習時間、実習施設の資格要件)の確認 ・ 実習契約書、合意書の説明 	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回指導、帰校日指導での実習状況の確認 ・ 実習記録ノートへの記入状況の確認 ・ 計画の進捗状況の確認 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物の返却と確認。 ・ 成績の基準、単位認定の説明 ・ 国家試験受験の説明 ・ 実習の要件(実習時間、実習施設の資格要件)の確認 	<p>【指導目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価表の記入内容の確認と指導 ・ 各実習施設、機関における実習内容の確認 <p>【管理目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習記録ノートの最終確認 ・ 実習記録ノートの確認 ・ 各実習施設、機関への評価内容の確認(必要に応じて実施) <p>【研究目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価(評価表の記入) ・ 他者評価(他の実習生とのグループワーク) ・ 実習記録ノートの確認 ・ 実習の振り返り(実習内容、達成目標、実習の振り返り)

②実習生が行う評価活動の例

実習生が以下の評価活動を行うことができるよう、教員が指導を行う

実習前	実習中	実習後
【学習目的】 ・評価の概要(意義・目的・方法等)の理解 ・通知の教育内容(ねらいと教育)を含むべき事項の確認 ・実習指導ガイドライン、実習ガイドライン(日本ソーシャルワーク教育学校連盟)の確認 ・評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の確認 ・評価準備状況、習熟度、達成目標等の確認 ・施設の事前訪問の実施	【学習目的】 ・自己評価(評価表を用いて中間評価を実施) ・実習計画の進捗状況の確認 ・ガイドラインと実習内容との対応関係の確認 ・実習課題の達成状況の確認 ・実習記録の確認	【学習目的】 ・自己評価(評価表の記入) ・教員との評価表の確認 ・相互評価(他の実習生とのグループワーク) ・実習報告書の作成(実習の総括) ・実習後のアンケート等の実施 ・実習報告会での報告(実習の総括)
【管理目的】 ・履修要件、進級要件の確認 ・実習契約書、合意書の確認 ・実施日数、期間、時間の確認 ・ポートフォリオの作成	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認 ・修了証明書の確認	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認 ・修了証明書の確認

57

③実習指導者が行う評価活動の例

実習指導者が以下の指導・評価を行うことができるよう、教員が実習教育の評価の意義、方法、留意点などを事前に説明し、実習終了までサポートする。

実習前	実習中	実習後
【指導目的】 ・事前訪問の実施 ・実習計画書作成の指導 ・事前訪問の実施	【指導目的】 ・実習状況の確認(学生の言動の観察、職員からの情報収集) ・評価表の記入(中間評価)	【指導目的】 ・評価表の記入(総括評価) ・実習報告会への出席
【管理目的】 ・実習契約書、合意書の確認 ・実習期間、時間の確認 ・実習記録ノートの提出方法の確認	【管理目的】 ・出勤状況、日数、時間の確認	【管理目的】 ・修了証明書の発行
【研究目的】 ・実習受け入れや指導に関するアンケート調査等の実施	【研究目的】 ・実習指導、実習内容等に関する実習生の意見の確認	【研究目的】 ・実習生へのアンケートの実施 ・実習受け入れおよび指導に関する研究会の実施

58

4. 実習指導者の評価・評定の取扱い

(1)実習指導者の評定の通知上の位置づけ

「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」
 ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

実習指導者の評定

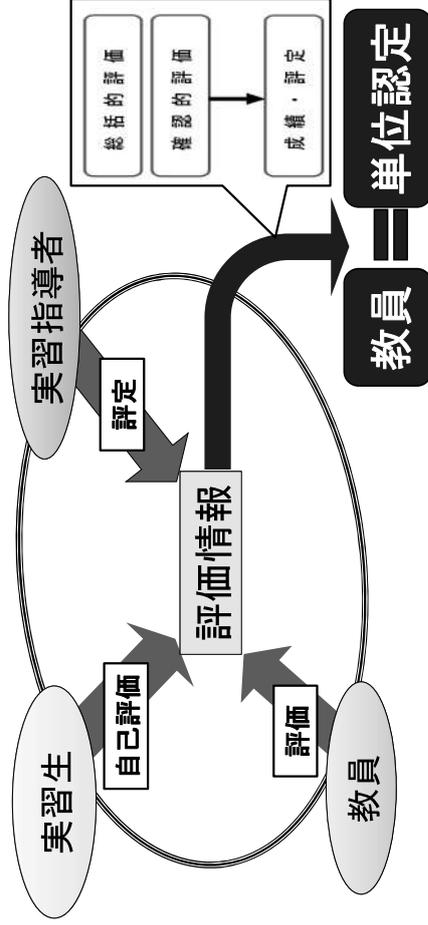
⇒養成校が作成した評価表を利用するのが一般的

【評価表を使用する際の留意点】

- 評価基準について丁寧に説明し、協議を行い、共通認識を予め図っておく
- 評価項目や評定基準など具体的な内容について事前に確認しておく。
- 事前指導において、評価基準や内容を確認し、必要な指導および学習を行う。

59

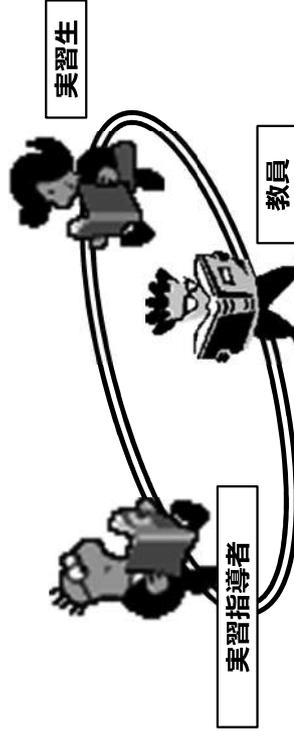
「SW実習」の総括的評価および単位認定は教員が行う
 (評価主体である三者の評価情報を総合的に評価した結果)



教員は実習指導者に対して、実習生の学習状況について情報を提供するよう事前に説明しておく

【実習評価表の使用上のポイント】

実習生・実習指導者・教員が評価の目的、評価規準（目標）等を理解し、共通認識のもと活用

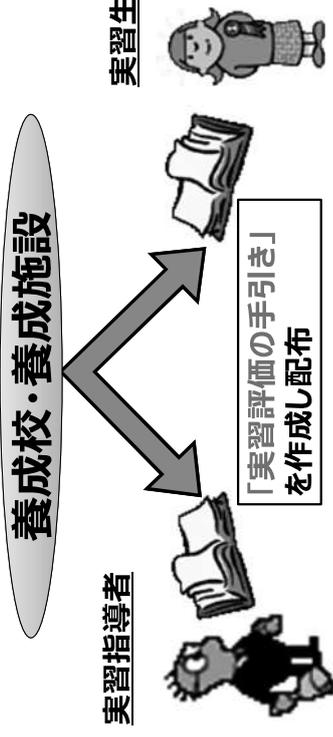


共通の評価表（同じ目標・基準・尺度）を使用することで、自己評価と他者評価が適切に行われる

61

【評価表】

総括的評価（中間・終了時）として実習施設の実習指導者と実習生が記入



62

評価表の主な活用方法

実習過程	方法
実習前	① 評価表、評価項目（目標）の説明、解説 ② 評価表の理解度の確認 ③ 目標を達成するための具体的な行動を検討する ④ ③の結果を基に実習計画書を作成する
実習中	① 評価表の記載内容と照合し、実習計画や目標達成状況等を確認する ② 中間評価を実施する ③ 中間評価の結果を踏まえ、実習指導者ならびに教員からスーパービジョンを受ける ④ 巡回指導時に評価内容について教員・実習指導者・実習生の三者による共有化を図り、今後の学習課題や新たな目標を設定する
実習後	① 総括的評価として、実習指導者ならびに実習生の双方が評価主体となって評価表に記入する ② ①の評価結果を踏まえ、二者（実習指導者と実習生）によるふりかえりとスーパービジョンを実施する ③ ①の評価結果を踏まえ、大学での実習指導の授業において、実習指導者と実習生の評価表を照らし合わせ、教員からスーパービジョンを受ける ④ 実習報告書（レポート）の作成に活用する ⑤ 実習報告会に活用する ⑥ 実習報告会に向けた準備に活用する

63

5. 実習教育の内容に関する評価（実習施設・指導者による養成校の評価）

- 公式な評価表や達成度評価には記載されない実習指導者や実習施設職員の意見
- 養成校の実習教育体制、指導方法、プログラムなど、管理的、教育的、研究的側面から評価を受ける

【実習教育の向上のための取り組みの例】

- ◆ 実習指導者や実習施設職員との意見交換会、懇談会等の開催
- ◆ 実習教育に関する調査、評価の実施
- ◆ 実習報告会への参加
- ◆ ソーシャルワーク演習、実習指導でのレクチャー など

(1) 寛容さによって生じる問題

- 実習生を尺度の高得点に偏って評定する場合に生じるもの。
- 自分の好きな実習生に高得点を与える傾向にある場合に生じる。

(2) 厳格さによって生じる問題

- すべての実習生を尺度の低得点に偏って評定する場合に生じる。
- 実習生ができなかったこと、十分でないことのみに着目し、抽出することが評価ではない

66

3. 評価における留意点

65

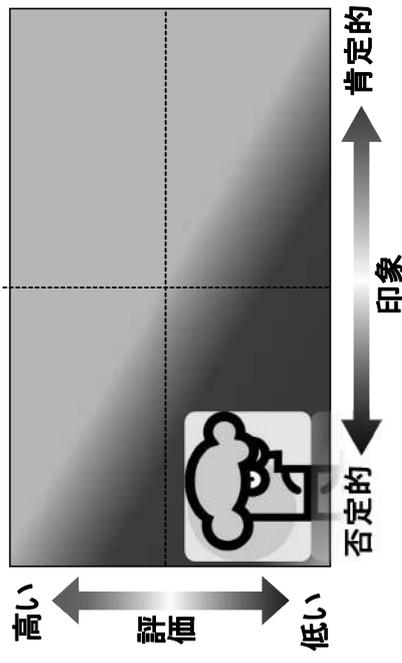
(3) 尺度の両端や中心部分を用いる傾向による問題

- 判断に迷い、評定尺度の両端や中心部分のみを用いる場合に生じる。
- 実習生全体に対する評定の妥当性の問題につながるとともに、実習生間の行動の違いの識別を困難にし、評定の信頼性を損なうことになる。

67

(4) ハロ一効果による問題

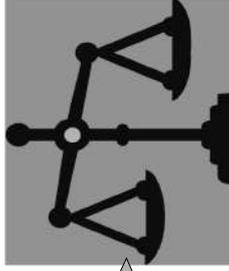
日頃の印象に基づいて学生を判断する



68

(5) 個人的な偏見による問題

批判的な発言、性別、学力、容姿、出身地などで学生を評価



結論を出す際、個人的な価値観や態度、思想、信念が影響しないよう注意する

69

(6) 論理的関連による問題

- わずかの行動を観察・検討し、その結果に基づいて、コミュニケーションに関する全ての行動を同じように評定してしまう。
- 学生の行動を多角的に観察し、評定をしなければならぬ

70

(7) 評価情報不足による問題

- 十分な情報を収集した上で、学生の行動について結論を出す。評定前に少なくとも2回以上観察する。
- 実習期間全体を通して、様々な場面で一連の行動を観察する。不可能な場合には、適正に評価するために他の評価方法を実施し、別の時期に改めて評価する。
- 情報が得られない場合や結論を出すのに十分な情報がない場合は、その項目は評定せず、その理由を特記事項として明記する。

71

(8) 印象で判断することによる問題

- 第一印象は正確さに欠けるため、これに頼ってはならない。
- 目標に準拠した評価であること。実習目標や習得を目指す行動に焦点を絞って観察する。
- 観察した結果や認識を実習生に説明し、実習生が自分の行動をどのように理解しているのかを確認する。またそれにより新たな情報が得られた場合には、必要に応じて評定を修正する。

72

参考文献

応用教育研究所編, 橋本重治『教育評価法概説＜2003年改訂版＞』図書文化, 2003年

西岡加奈『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法』図書文化, 2003年

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編「ソーシャルワーク実習指導 ソーシャルワーク実習」中央法規出版、2021年

日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」2020年

73

実習指導方法論Ⅳ (演習)

日本福祉大学 添田正揮

演習の目標

1. 「ソーシヤルワーク実習」の「教育のねらいと教育に含むべき事項」(指針)と「達成目標・行動目標」(ガイドライン)の対応関係を踏まえた評価を行うための方法を習得する。
2. 達成度評価とルーブリック(評価指標)の理論を踏まえ、ルーブリックの作成手順に沿って具体的な実習施設を想定した評価基準表を作成する。
3. 評価基準表の作成を通じて、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴を考え、提示できるようにする。

実習評価におけるルーブリック評価と達成度評価

- ルーブリック評価とは、客観テストでは判断できない「パフォーマンス系(思考・判断、スキルなど)」の学習の達成度を判断するための評価方法である。
 - 典型的なルーブリック(評価指標)は、達成の度合いを示す数段階程度の尺度(優・良・可・不可、S・A・B・C・Dなど)と、尺度に対応するパフォーマンスの特徴の説明によって構成される。つまり、「優」と判断する実習生のパフォーマンスは何か、
 - 実習生と実習指導者が、実習の目標(ゴール)について同じイメージを持つことが出来るようにすると共に、行動することが出来るようにするための枠組みとなる。
- ① 実習生が、「何が出来るようになるか」を具体的にイメージできるようにするため。
 - ② 実習指導者が実習生に対して、「何が出来るようになるか」を具体的に指導出来るようになるため。

基本的な作成の手順

- ① 実習施設の種別を設定する。
 - ② 指針の「教育に含むべき事項」の中から、今回検討したい項目を選択し、表に記入する。
 - ③ 教育目標実習教育・評価ガイドラインの「教育目標」を参考に、指針の「教育に含むべき事項」に対応する「達成目標」を記入する。
※教育目標は、教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある。各グループで話し合ってどの項目にするか決める。
 - ③ 達成目標に対応する「行動目標」を決め、表に記入する。※行動目標は、達成目標に対して複数設定している項目もある。各グループで話し合っどどの項目にするか決める。
 - ④ 目標の達成状況を確認するために活用できると考えられる資料を記入する。例)実習日誌、レポート、面談、口頭による試験、観察など)
 - ⑤ 達成目標に対して期待される具体的な行動・成果のうち、最も水準の高い行動目標を記載する。
 - ⑥ 最低水準を記載する。
- ※形式的には最も高い水準の記述の全否定を書けばよいが、ルーブリックは評価とともにフィードバックとしての機能が重要であるため、できるだけ肯定的・建設的な表現とすることが望ましい。

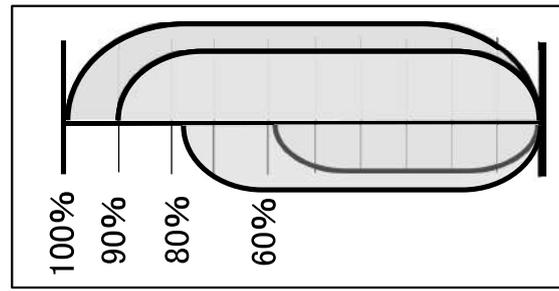
A：小項目の課題を達成し、さらにそれを上回る成果を収めた(達成度が90%以上)

B：小項目の課題をほとんど達成した(達成度80%以上90%未満)

C：小項目の課題をある程度達成した(達成度60%以上80%未満)

D：小項目の課題をあまり達成できなかった(達成度60%未満)

NA:該当しない・体験していない



ルーブリックの理論に基づく評価基準表

①～⑧の番号は作業手順の例
実習施設種別：①

厚労省 指針 ソーシャル ワーク実習	実習における具体的な評価規準： 教育目標 (実習教育・評価ガイドライン)		評価資料 (判断するために 使用する資料)	評価規準：学生の到達するレベル 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと 考えられる、最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
	達成目標	行動目標		A (A1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)	B (B1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)	C (C1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)	D (D1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)
教育に含 むべき 事項	指針に対応する 目標を選択する (教育に含むべ き事項に対して 複数設定してい る項目もある)	達成目標に対応 する目標を選択 する・達成目標 に対して複数設 定している項目 もある	目標の達成状 況を確認するた めに活用でき る各種資料を 記入する	⑥	⑧	⑦	⑦
指針の中 から選択す る	②	④	⑤	⑤～⑦については、必ずしもこの順番で検討しなくても結構で す。話し合いながら、考えがまとまる順番で進めてください。			

ルーブリックの理論に基づく評価基準表

記入例

実習施設種別：① 児童養護施設

厚労省 指針 ソーシャル ワーク実習	実習における具体的な評価規準： 教育目標 (実習教育・評価ガイドライン)		評価資料 (判断するために 使用する資料)	評価規準：学生の到達するレベル 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考 えられる、最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
	達成目標	行動目標		A (A1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)	B (B1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)	C (C1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)	D (D1に対応する 最も妥当なパ フォーマンス)
② 教育に含 むべき 事項	③ (4)ケアイベント、 グループ、地域 住民等のアセス メントを実施し、 ニーズを明確に することができ る	④ ②)バオ・サイ コ・ソーシャルの 側面からクライ エント等の客観 的・主観的情報 を系統的に収集 することができ る	⑤ 観察(実習生の 行動の様子の 観察) 面談(実習生と の面談の結果) 実習日誌 アセスメント シート	⑥ 児童の身体的・ 精神的・社会的 側面から児童の 情報を総合的に 収集し、それらの 関係性を説明し、 ノートや実習日 誌に記録する	⑧ 3つの側面から 児童の情報を取 集し、ノートや実 習日誌に記録す る	⑦ 3つのうち2つの 側面から児童の 情報を収集する こと	⑦ 3つの側面から 情報を収集する ことができている こと

実習指導方法論Ⅳ 演習編 教育目標と評価計画

- 厚労省通知「教育に含むべき事項」の欄には、通知を参照して①～⑨のいずれかを選択し、番号を記入する。
- 「実習における具体的な評価規準（ガイドライン）」の欄には、ガイドラインを参照して項目を選択し、番号を記入する。
- 「評価資料」の欄には、実習生の学習の達成状況・実現状況を判断するための「評価資料」を記入する。その際、講義編の「学力評価の方法」を参照して、一つの目標に対して一つの評価資料を記入する。また、行動目標については、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」といった評価の観点を参考に、それらの達成度や実現度を測定するための方法を考えることよい。
- 「評価基準」の欄には、評価規準に対して、A～Dの尺度の到達レベルを満たす、最も妥当と考えられる実習生のパフォーマンスの特徴を記入する。なお、尺度（優良可、1 2 3 4、ABCDなど）および達成度は各グループで検討し、変更してもよい。以下は参考。
A：評価規準となる目標を達成し、さらにそれを上回る成果を収めた（達成度が90%以上）
B：評価規準となる目標をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）
C：評価規準となる目標をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）
D：評価規準となる目標をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

厚労省通知 「ソーシャルワーク実習」		実習における具体的な評価規準 (ガイドライン)		評価資料	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
ねらい	教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A (Aに対応する最も妥当なパフォーマンス)	B (Bに対応する最も妥当なパフォーマンス)	C (Cに対応する最も妥当なパフォーマンス)	D (Dに対応する最も妥当なパフォーマンス)
① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。	① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1) クライアント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	① クライアント、クライアントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人々とのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ② クライアント、クライアントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けすることができる。 ③ ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④ カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤ 地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。					
	② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2) クライアント等との援助関係を形成することができる	① クライアント等との信頼関係（ラポール）を構築する際の留意点や方法を説明することができる。 ② クライアント等に対して実習生としての立場や役割を理解できるよう説明することができる。 ③ クライアント等と対話の場面で傾聴の姿勢（視線を合わせる、身体言語や声の質に配慮する、言語的追跡をする等）を相手に示し、コミュニケーションをとることができる。					

ズ)について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。	③ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2) クライアント等との援助関係を形成することができる	④ 実習指導者や職員がクライアントとの問題解決に向けた信頼関係を構築する場面を観察し、重要な点を説明することができる。				
		(3) クライアント等の権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行う、評価することができる	① クライアントの尊厳を守る意味を理解し、価値観や信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。 ② クライアントの情報の取扱いや共有の方法を理解し、適切な言動をとることができる。 ③ クライアント等の持つ「強み・力」（ストレングス）と「課題」を把握することができる。 ④ 実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決の取組（法制度、事業等）を説明することができる。 ⑤ クライアント等の権利保障のために実習指導者や職員が行っている実践を確認し、説明することができる。 ⑥ 実習指導者や職員によるエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、説明することができる。				
	③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4) クライアント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる	(4) 現在または過去のクライアント等の各種記録を参考に、収集すべき情報を説明することができる。 ② バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライアント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる。 ③ クライアント等のエコマップを作成し、クライアント等を取り巻く環境（クライアントシステム）や関係性を把握し、説明することができる。 ④ クライアントの了解のもと、本人の家族や利用しているサービス事業者から情報を収集し、クライアントを強みの視点から理解・説明することができる。 ⑤ 収集した情報を統合してアセスメントし、クライアント等のニーズを明らかにすることができる。 ⑥ 収集した情報を指定の様式や用紙に記録することができる。				
		(5) 地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる	① 地域アセスメントの意義や方法、活用可能なツールについて説明することができる。 ② 地域住民の生活の状況と地域及び地域を取り巻く環境との関係を説明することができる。 ③ 収集した情報を統合してSWOT分析を行い、地域特性や地域の強み（ストレングス）、地域の顕在的・潜在的な課題を明確にすることができる。 ④ 地域課題について多角的に判断し、取組むべき優先順位を地域住民と共に検討することができる。				
	⑥ 各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる	(6) 各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる	① 実習で関係するミクロ・メゾ・マクロレベルにおける計画（個別支援計画、事業計画、各種行政計画等）の作成・策定の要点や方法を説明することができる。 ② アセスメントの結果を踏まえて支援目標と支援計画を作成し（状況に応じてクライアント等と一緒に）説明することができる。 ③ 自ら作成した支援目標・支援計画の一部または全部を実施することができる。				
		(7) 各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる	① 現在または過去のケース記録等を参考に、モニタリングおよび評価の方法について説明することができる。 ② 特定のクライアントやグループ、地域を対象とした計画実施のモニタリングおよび評価を行うことができる。				

		③実習施設・機関等の計画実施についてモニタリング及び評価を行い、その結果を適切に報告することができる。		
④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8) 実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる	①実習施設・機関等の各職種の種類について把握し、それぞれの職務および機能と役割を説明することができる。 ②チームにおける社会福祉士の役割・機能を説明することができる。 ③具体的な問題解決の事例を踏まえて連携や協働の必要性を説明することができる。		
	(9) 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる	①関係する社会資源をマッピングした上で、それらの役割や機能等について説明することができる。 ②関係する専門職の役割・業務内容等について説明することができる。 ③事例検討会・ケースカンファレンス等に同席し、出席している各機関・施設の視点や連携するための工夫等について説明することができる。		
	(10) 地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤地域包括ケアシステムにおける社会福祉士の機能と役割を説明することができる。		
⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(11) 各種会議を企画・運営することができる	①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。		
	(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる	①実習施設・機関等が地域を対象として具体的に取組んでいる事業や活動の理念や目的を明らかにし、説明することができる。 ②事業報告書、月次報告書、実績報告書、調査報告書等を閲覧し、課題等を発見し、説明することができる。 ③クライアントや地域の問題解決に向けた実習施設の役割について検討することができる。		
	(13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①地域住民に働きかける方法（地域組織化・当事者組織化・ボランティア組織化や事業企画実施等）を実践することができる。 ②関係機関や住民組織等に対して、問題解決に向けた連携・協働の必要性を説明し、関係構築を実施することができる。 ③情報発信の具体的な取組と方法を実践することができる。		

⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14) 地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる	①実習施設・機関等の事業や活動と関係のある社会資源とその内容をマッピングし、実習施設・機関等を取り巻く社会資源の状況を説明することができる。 ②実習施設・機関等の事業やサービスを中心として、分野横断的・業種横断的な社会資源との関係性について明らかにし、説明することができる。 ③地域の問題解決に向けて分野横断的・業種横断的な社会資源が関係を形成するための方法を説明することができる。 ④地域の問題解決に向けて社会資源が力を発揮するための調整方法について説明することができる。 ⑤地域の問題解決のために必要な社会資源を創出・開発するための方法を説明することができる。		
	(15) 実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる	①実習施設・機関等の経営理念、経営戦略について説明できるとともに、SWOT分析等に基づいて意見を提示できる。 ②実習施設・機関等の理事会や評議員会など、意思を決定する組織体の機能について説明することができる。 ③各種委員会の役割や合意形成の過程と方法を説明することができる。		
⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実践（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	(16) 実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法を説明することができる	①実習施設・機関等が設置されている法的根拠や関連する通知等を自ら確認し、説明することができる。 ②実習施設・機関等における運営方法を決定する機関等を自ら理解し、説明することができる。 ③事前学習で調べた組織図、事業報告書及び決算書に関して質問をし、不明点や疑問点を適切に指摘することができる。		
	(17) 実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる	①実習指導者業務を観察し、クライアントや地域住民、関係者等との関わり場面、問題解決過程、チームアプローチ場面等を振り返り、倫理判断に基づく行為を発見・抽出することができる。 ②①により抽出した倫理的判断に基づく実践のうち、倫理的ジレンマが生じた場面に気づき、その解決のプロセスを説明することができる。 ③自分自身に倫理的ジレンマが生じた場面をソーシャルワークの価値・倫理に基づいて振り返り、解決することができる。 ④多職種によるカンファレンス等において、クライアントや地域住民、関係者との問題解決に向けて社会福祉士の専門性や立場から発言することができる。 ⑤個人情報保護のための取組について説明することができる。		
⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(18) 実習施設・機関等の規則等について説明することができる	①実習施設・機関等が組織運営するために必要な規則等が体系的に整備されていることを理解し、説明することができる。 ②実習施設・機関等の規則のうち、職員が遵守すべき事項と労働条件が規定されている就業規則等を理解し、説明することができる。 ③実習施設・機関等の規則のうち、事務分掌や職務権限を規定する規則等を理解し、説明することができる。 ④実習施設・機関等の規則のうち、文書の保管や廃棄、記録の開示等を規定する規則等を理解し、説明することができる。		
	(19) 以下の技術についての目的、方法、留意点について説明することができる	①具体的な事例を踏まえ、各技術の目的、方法、留意点について説明することができる。 ②各技術を実施することができる。（アウトリーチ） ③②への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等と関連して、当事者自身が声を上げられない状態にあるなどの理由で潜在化して		
⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ				

<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・ネットワーク ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション 	<p>いる問題や困難に気づき、解決に向けて当事者の居場所に出かけていくことができる。</p> <p>(ネットワーク)</p> <p>(8)-(9)・(10)-①②③・(11)・(13)-②・(14)-①②③への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等の立場からミクロ・メゾ・マクロレベルの問題解決に必要な職種・機関を検討し、その必要性を対象となる地域住民、各職種・機関に説明することができる。</p> <p>(コーディネーション)</p> <p>(10)-③・(11)・(14)-④への取り組みを踏まえて、問題解決に必要な資源を把握し、その資源を円滑に活用できるよう調整することができる。</p> <p>(ネゴシエーション)</p> <p>(5)-③・(10)-③・(11)-②への取り組みを踏まえて、必要な情報を集めて交渉の戦略を検討し、問題解決に必要な変化や合意形成に向けてその戦略を実施することができる。</p> <p>(ファシリテーション)</p> <p>(10)-①②・(11)-②⑥・(13)への取り組みを踏まえて、カンファレンスや地域の会議、ネットワーク会議等における意思決定のプロセスが円滑になるようはたらきかけることができる。</p> <p>(プレゼンテーション)</p> <p>(1)-④・(2)-②・(4)-④・(10)-④・(11)-⑤の取り組みを踏まえて、適切に説明する内容をまとめ、場に応じた方法でその内容を発表することができる。</p> <p>(ソーシャルアクション)</p> <p>(1)-⑤・(13)・(14)-⑤の取り組みを踏まえて、人がより良く生きることが阻害している法律・制度等の存在に気づくことができるとともに、それを変えるための戦略を検討し、実施することができる。</p>		
---	--	--	--	--

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会 実習指導方法論IV 演習ワークシート（記入例）

<p>【ソーシャルワーク実習 教育のねらい】</p> <p>①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。</p> <p>②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。</p> <p>③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。</p> <p>④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」	実習における具体的な評価規準 (実習教育・評価ガイドライン)		評価資料 (判断するために使用する資料)	評価基準：ルーブリック(評価指標) 評価規準の内容に対して、評定尺度 A から D の到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A (Aに対応する最も妥当なパフォーマンス)	B (Bに対応する最も妥当なパフォーマンス)	C (Cに対応する最も妥当なパフォーマンス)	D (Dに対応する最も妥当なパフォーマンス)
①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライアント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	<p>①クライアント、クライアントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人々とのあらゆる出合いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。</p> <p>②クライアント、クライアントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。</p> <p>③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。</p> <p>④カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。</p> <p>⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。</p>	<p>実践場面の観察 実習日誌 実施内容の報告 同席した職員からの報告</p> <p>実践場面の観察 実習日誌 実施内容の報告</p> <p>実践場面の観察 実習日誌</p> <p>実践場面の観察 実習日誌</p> <p>実践場面の観察 実習日誌 作成した広報や原稿等の作品の確認</p>				

想定する実習施設（種別）：

厚労省通知 「ソーシャル ワーク実習」	実習における具体的な評価規準 (実習教育・評価ガイドライン)		評価資料 (判断するために 使用する情報)	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる 最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
	達成目標	行動目標		A (Aに対応する 最も妥当なパフォー マンス)	B (Bに対応する 最も妥当なパフォー マンス)	C (Cに対応する 最も妥当なパフォー マンス)	D (Dに対応する 最も妥当なパフォー マンス)
指針の中から 選択する	指針に対応 する目標を 選択する (教育に含 むべき事項 に対して複 数設定して いる項目も ある)	達成目標に対応する目標を選択する (達成目標に対して複数設定してい る項目もある)	目標の達成状況 を確認するため に利用すること が想定される各 種情報を記入す る				

社会福祉士 実習指導者講習会

実習プログラミンング論（仮称）

（モデル講習会ver.）

北星学園大学 畑亮輔

社会福祉士 実習指導者講習会（国通知）

科目名	内容	時間
実習指導概論	1. 社会福祉士の意義と役割 2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割	2 時間 (講義)
実習マネジメント論	1. 実習マネジメントの対象 2. 施設・機関内における実習マネジメント 3. 施設・機関外における実習マネジメント 4. 実習におけるリスクリスマネジメント 5. 実習マネジメントの実際	2 時間 (講義)
実習プログラミンング論	1. 実習プログラムの考え方 2. 実習プログラミンングの方法 3. 実習の展開方法 4. 実習プログラムの構築の具体例	3 時間 (講義)
実習スーパービジョン論	1. 「スーパービジョン」の基礎理解 2. 実習スーパービジョンの特質 3. 実習プログラムの展開 4. 実習スーパービジョンの実際	2 時間 (講義) 5 時間 (演習)

本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム (実習PGと表記)	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習内容として明記したもの (基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する)
基本実習プログラム (基本PGと表記)	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき事項」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの（各教育事項のメニュー表的な位置づけで、各実習生の具体的な実習予定を示すものではない）。基本PGをもとに実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム (個別PGと表記)	基本PGをもとに、実習生の実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画等に応じて作成される具体的な実習内容と順序を設定した予定表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミンング	実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画（書） (計画書と表記)	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で実習生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの

本科目で使用する用語の留意点について①

・国通知

→社会福祉士養成に関する国（主に文部科学省や厚生労働省）からの通知を、本講義では**国通知**と表記しています。主に参照する国通知はソーシャルワーク実習指導・実習・演習等の教育内容等を規定する「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」であり、そのうちソーシャルワーク実習の教育内容について規定している部分を「**ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）**」と表記しています。

・教育ガイドライン・評価ガイドライン

→日本ソーシャルワーク教育学校連盟が策定している「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」を**教育ガイドライン**、「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」を**評価ガイドライン**と表記している場合があります。

本科目で使用する用語の留意点について②

・ソーシャルワーク

→ソーシャルワークはスライド紙面の兼ね合いからSWと表記している場合があります。

・実習施設

→社会福祉士の実習受入施設には入所・通所施設や相談機関など多様な形態があります。社会福祉士養成に関する国通知では「実習施設等」と表記されており、本講義ではこれをもとに全ての実習受入施設を意味する用語として実習施設を用いています。

・教育事項

→「ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）」の別表1ではソーシャルワーク実習の教育内容について「ねらい」と「教育に含むべき事項」が掲載されています。本講義において「ねらい」については教育のねらいという表現を、「教育に含むべき事項」については教育事項という略称を用いている場合があります。

本科目の目的と目標

本科目の目的は大きく3つあります。

1. 実習プログラムの理解形成

ソーシャルワーク実習受け入れに向け、実習指導者として準備すべき「実習プログラム」を理解することです。達成目標として、以下の2つの水準を設定します。

- ▶ 実習指導者が所属する施設・機関の上司や他職員に対して「実習プログラム」とは何か、なぜ必要なのかを説明できるようになる。
- ▶ 養成校教員・実習生と共通認識をもって実習PGに関する連絡調整が行えるようになる。

2. 実習プログラミングの理解形成

実習プログラムの作成方法及び過程である「実習プログラミング」について理解することです。達成目標として、以下の水準を設定します。

- ▶ プログラミングシートを用いた実習PGの作成方法についてチームに説明できるようになる。

3. 実習評価の目的と方法の理解形成

実習プログラムに基づいて実施した実習における「実習評価の目的と方法」について理解することです。達成目標として、以下の水準を設定します。

- ▶ 実習評価の目的と方法について実習施設関係者や実習生に説明できるようになる。

本科目のアウトライン

本科目の講義展開は以下の通りです。

1. 実習プログラムの考え方 (45分)	① ソーシャルワーク実習（2か所）における実習プログラムの位置づけ ② 実習プログラムの意義と視点
休憩（10分）	
2. 実習プログラミングの方法 (100分)	① 基本実習プログラムの実習プログラミング <休憩（5分）> ② 個別実習プログラムの実習プログラミング
休憩（5分）	
3. 実習の展開方法と実習評価 (30分)	① 実習プログラムの具体例 ② 実習プログラムに基づいた実習展開 ③ 実習評価の視点と方法

1. 実習プログラムの考え方

① ソーシャルワーク実習（2か所）における実習プログラムの位置づけ

② 実習プログラムの意義と重要性

社会福祉士養成カリキュラムの変遷

旧・旧カリキュラム（～2010年）
社会福祉従事者の養成

- 経験知伝達型の実習指導
- 現場への放り込みによる全体を観察する実習
- 専門職再生産過程としては不確定要素が多く安定性に欠ける

旧カリキュラム（2011～2020年）
ソーシャルワーカーたる社会福祉士養成

- 「理論学習⇒演習教育⇒実習教育」の一環としての位置づけ
- 経験主義ではない根拠と理論を伴った形式知による体系的な実習指導
- 「知る」「分かる」から「実行する」「できる」への引き上げ

新カリキュラム（2021年～）
SW専門職としての社会福祉士養成の強化

- 「相談援助」から「ソーシャルワーク」への転換（各科目）
- 「講義-演習-実習」の学習循環
- 地域における包括的支援体制構築などマクロ実践の強化
- 実践能力を有する人材養成
- 実習時間・実施施設数の増加

・実習時間がケアアワード等に費やされ、ソーシャルワークとしての実習が成立していない実態

・実習指導者が無資格者であり、ソーシャルワークが意識化されていないという問題

・漠然と現場の業務を見学する実習への不満

⇒ソーシャルワーカーたる社会福祉士養成への転換

・地域共生社会の実現に向けて、新たな福祉ニーズに対応することが喫緊の課題

・多機関協働の包括的支援体制や、地域住民による主体的地域課題解決に向けた体制構築の必要性

・実習体験の不足（時間数や実習体験領域）

⇒SW専門職としての社会福祉士養成の明確化と強化

これまでの実習プログラムにおける課題

ソーシャルワークとズレた実習内容での実施

- 指導する時間が取れず、介護中心のプログラムになってしまっていた。
- 「ケアワーク」や「コミュニケーション」だけにとらわれた実習をしていた。

技術習得が難しい見学実習のみの実施

- ソーシャルワーク視点がなく、講座・各係見学・施設見学・業務同行で終わっていた。
- 各部習体験や業務全般の見学に終わり、何を伝えるべきかが明確になっていなかった。

実習指導者自身が指導に自信が持てない

- 社会福祉士でありながら、ソーシャルワークが何かを理解できておらず、指導に自信がもてない。
- 自身が業務の中で専門性を意識することがなく、価値知識技術を言語化できておらず、実践にあてはめて考えることができていないことに気付いた。

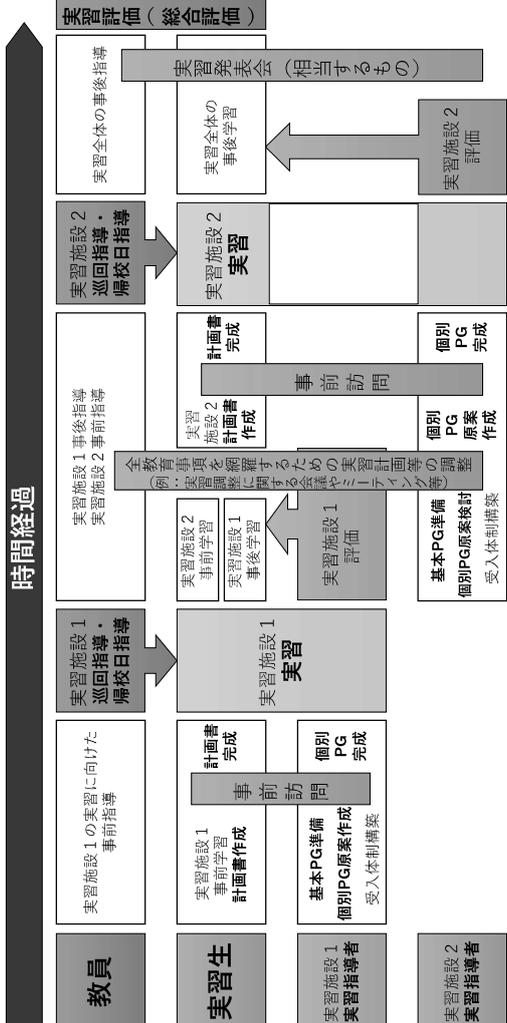
実習指導者自身の実習指導に向けた準備不足

- 実習生に薦める事前学習課題図書が思いつかず、自分自身の勉強不足を感じる。
- 各実習体験で伝えたい「ねらい」や意図を明確に伝えていなかった。
- これまで事前指導や事前の調整・準備に十分な時間を取っていなかった。

実習生がソーシャルワークの実践能力を獲得できるようにするために、**どのような内容・方法で実習を行えばよいかを検討するプロセスこそが実習プログラムの作成、つまり実習プログラミングであり、その取り組みは上記の課題解消につながるものといえます。**

2か所での実習が必須になった現在、実習プログラムの重要性はますます高まっています。それでは、ソーシャルワーク実習全体の流れから実習プログラムの位置づけを考えてみましょう。

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）



ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

